

10 月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

議案第 1 号

平成 29 年度（平成 28 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書の作成について

平成 29 年度（平成 28 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書を作成することについて、教育委員会の承認を求める。

平成 29 年 10 月 23 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

- 1 平成 29 年度（平成 28 年度事業対象）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書（別添のとおり）

議案第 2 号

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱の制定について

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 10 月 23 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 美祢市立図書館の整備に関し、あり方及び方向性を検討するため美祢市立図書館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 美祢市立図書館のあり方及び方向性に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、美祢市立図書館に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 図書館長経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 図書館利用者
- (4) 学識経験者
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 1 人

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

(役員職務)

第 6 条 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年 月 日から施行する。